

テーマ： 自己研鑽に係る労働時間の考え方について

厚生労働省は令和元年7月1日付で「医師の研鑽に係る労働時間に関する考え方について」（基発0701第9号 労働基準局長通知）を発出しました。勤務医自らの知識習得や技能向上を図るために行う学習・研究等が労働時間に該当する場合としない場合があるため、医師の的確な労働時間管理の確保等の観点から、研鑽に係る労働時間該当性の基本的な考え方並びに明確化のための手続等が示されました。

●自己研鑽の判断基準

1 所定労働時間「内」の研鑽

使用者に指示された勤務場所にて行う研鑽については、当然に労働時間となる。

2 所定労働時間「外」の研鑽

以下の3類型にあたるもので、業務上必須ではない行為を本人の自由な意思に基づき、所定労働時間外に自ら申し出て、上司の明示・黙示の指示（以下、「上司の指示」という。）によらずに行う研鑽は、在院して行う場合であっても一般的に労働時間に該当しないと考えられる。

【研鑽の3類型の基本的考え方】

（1）一般診療における新たな知識、技能の習得のための学習

例）新しい治療法や新薬についての勉強、手術や処置等の予習や振り返り 等

⇒ただし、診療の準備又は後処理として不可欠なものは労働時間に該当する。

（2）博士の学位を取得するための研究及び論文作成や、専門医を取得するための症例研究や論文作成

例）学会や外部勉強会の参加・発表準備、本来業務と区別された症例報告の作成・論文執筆 等

⇒上司や先輩医師から奨励されていたとしても、労働時間に該当しないと考えられる。ただし、就業規則等で実施を余儀なくされている場合や業務上必須な場合、上司の指示がある場合は、労働時間に該当する。

（3）手技を向上させるための手術の見学

例）症例経験の蓄積等のために所定労働時間外に行う手術・処置等の見学（見学の延長上の診療補助含む）

⇒上司や先輩医師から奨励されていたとしても、労働時間に該当しないと考えられる。ただし、見学中に診療を行った場合は、診療を行った時間は労働時間に該当し、見学中に診療を行うことが慣習化、常態化している場合については、見学の時間全てが労働時間に該当する。

●運用のための手続き

- ・医師の研鑽については、業務との関連性、不利益の有無、上司の指示の範囲の明確化が必要。
- ・勤務場所とは別の場所を設けたり、白衣を着用させないことなどにより、勤務でないことが外形的に見分けられる措置を講じ、研鑽を行う医師が労働から離れることを保障する必要がある。



無料

お困りのことやご不明な点などがございましたらお気軽にご相談ください！
社会保険労務士と医業経営コンサルタントがアドバイスいたします（秘密厳守）。

東京都医療勤務環境改善支援センター随時相談窓口

☎ 03-6272-9345（平日9時30分から17時30分まで）

詳細はこちらから検索！ ⇒

勤務環境かいぜんサポートナビ